

はじめに

坂戸市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づいて開催した、平成27年度第1回総合教育会議において、市長及び教育委員会が協議・調整を行い、「坂戸市教育大綱～学び合い交流する人づくりのまち～」を策定しました。

また、平成29年度には、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、坂戸市総合振興計画及び教育大綱と整合した計画期間5年の「坂戸市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は、「坂戸市の教育の振興に関する基本的な計画」として、これまでの坂戸市の教育施策を受け継ぐとともに、坂戸市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針として定めたものです。

その後、令和元年度第4回総合教育会議において、市政の最上位計画である「第6次坂戸市総合振興計画」の終期に合わせるため、これまでの令和元年度を終期とする「坂戸市教育大綱」を改定し、令和2年度から令和3年度までを計画期間とする「坂戸市教育大綱」を策定しました。

そして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「第6次坂戸市総合振興計画」の計画期間が令和4年度まで1年間延長されたことを受け、「坂戸市教育大綱」を令和2年度第2回総合教育会議により、「坂戸市教育振興基本計画」を令和2年度第9回教育委員会会議により、終期を令和4年度まで1年間延長しました。

「坂戸市教育大綱」及び「坂戸市教育振興基本計画」の終了年度である令和4年度には、「第7次坂戸市総合計画」と整合性を図りながら、前計画の基本理念などを引き継ぎつつ、教育を取り巻く環境の変化等を踏まえて「第2次坂戸市教育振興基本計画」を策定しました。

教育委員会では、「第2次坂戸市教育振興基本計画」で定めた基本理念の実現に向け、教育を取り巻く課題に対応しながら、各種施策に全力で取り組むため、「令和5年度坂戸市教育行政重点施策」を策定し、「第7次坂戸市総合計画」を軸に「第2次坂戸市教育振興基本計画」と整合した各種施策・事業を掲げ、教育行政施策を重点的かつ積極的に推進していきます。

第2次坂戸市教育振興基本計画の基本理念 ～学び合い交流する人づくりのまち～

- 1 学校教育においては、子どもの「生きる力」を育む教育を推進するとともに、教育の機会均等、合理的配慮に留意し、より良い教育環境の整備に努めます。
- 2 市民による学び合いの支援及び環境や健康づくりについての学習を推進します。また、坂戸市の文化財を保護し、次世代へ継承するとともに、市民による文化・芸術活動を振興します。
- 3 学校、家庭、地域が連携し、子どもたちが自立してたくましく生きていくための教育を推進します。また、青少年の健全育成と自主的な活動を支援します。
- 4 多くの市民が、スポーツ・レクリエーションを生涯にわたって継続的に実践できる環境を整備します。

第7次坂戸市総合計画の構成

○基本構想

基本構想は、坂戸市のまちづくりの基本的な考え方を示した基本理念とそれに基づいた将来像を定めています。また、将来像を実現するために必要な施策の基本方向（まちづくりの目標）を掲げています。計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間です。

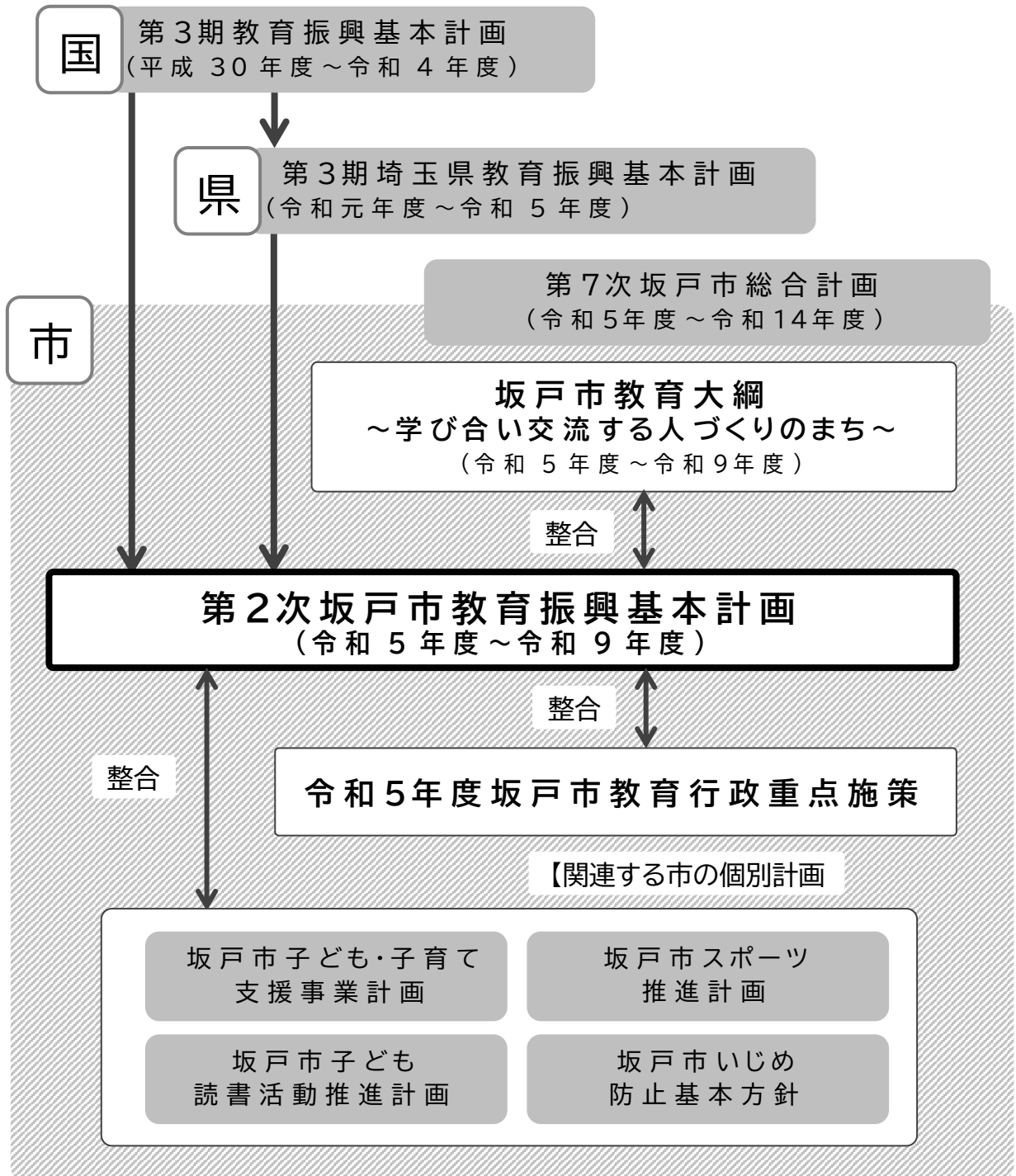
○基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた将来像「住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど」の実現に向けた具体的方策を体系的に示したものです。基本構想で定めた5つの「まちづくりの基本方向」ごとに推進する施策の取組内容を明確にするために策定したものです。

○実施計画

基本計画で示された各分野の施策を具現化するため、財政事情等を勘案し、時代に即した行政課題に効果的に対応するため、毎年度の予算編成及び事業の指針となる計画を示しています。計画期間を3年間とし、毎年度ローリング方式により見直しを行います。

■計画関連図



重点施策の基本方針

1 子どもの学びと成長の支援【学校教育】

新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「創造社会」の時代といわれる社会の構造的な変化の中で、児童生徒一人一人が主体的・創造的に生き抜くためには、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を基盤とする「生きる力」を育むことが重要です。

そのために、「確かな学力」では基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、自ら学び、考える力の育成、「豊かな人間性」では善悪の判断や社会のルールの遵守など、規範意識を身に付けるとともに、他者を思いやる心の育成、「健康・体力」では規律ある生活習慣、食習慣を身につけた健やかな体の育成が強く望まれています。

このことから、国及び県の学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、児童生徒の学習意欲の向上や家庭学習の充実、知識・技能を活用する力等を育成する必要があります。

このため、検定試験の受検の促進や学習指導要領を踏まえた坂戸市独自の学力テストを実施するなど、学力向上に向けた各種事業を実施します。

また、児童生徒がより良い教育環境で学習、学校生活が送れるよう学校の規模及び配置の適正化、小中一貫教育の推進、学習・学校生活支援のための人材配置や専門指導講師の派遣、ICT教育環境の充実化、施設の老朽化の対策などを行っていくとともに、通学路の安全対策など、登下校における児童生徒の安全の確保を引き続き実施します。

今後、児童生徒の教育環境の整備、教育の機会均等の確保をするとともに、家庭、地域と連携した「生きる力」を育むための施策の推進に努めます。

2 社会教育の機会の確保及び文化の振興と文化財の保護【社会教育、文化の振興・文化財の保護】

今日、複雑に変化する社会環境の中で、様々な生活課題に応じて必要な学習を行い、それぞれの個性・能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を享受することが重要です。

坂戸市では市民が学びやすい環境を総合的に整備し、自己を高める学習機会の創出や家庭教育支援の充実、社会教育施設の整備及び市民との協働による社会教育事業を行っており、地域社会の活力の維持及び発展に努めます。

公民館等は、地域に暮らす人々が、学習を通してつながり、相互に自己を高め合い、豊かな地域社会を創っていく拠点として、多種多様な学習の機会と場を提供しています。また、災害時における避難所、地域防災拠点及び一部の公民館等は市役所出張所機能も兼ねており、地域に根ざした施設となっています。

今後も、様々な時代の変化や地域の課題に対応した施策の推進に努めます。

図書館は、社会の変化に対応する生涯にわたる学びを推進するため、図書館の各種事業を実施することで、若者から高齢者まで多様な世代の学びを支える環境の整備に努めています。

また、高度化・多様化する市民の学習要求や課題解決の要望に応えられるよう、図書資料及びその他資料を提供する情報拠点・学習拠点としての役割を担うため、資料の収集・保存・提供だけでなく、暮らしや地域の課題解決に向けた活動を支援するサービスや情報発信サービス及び様々な読書啓発事業を行っています。さらに、「第4次坂戸市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の推進を図るために、地域、学校等への資料提供並びに連携・協力を進めるとともに、年齢に応じたおはなし会等を実施し、継続して読書に触れ合う機会を提供します。

今後も、社会の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう図書館機能や設備、推進体制の整備・充実に努めます。

産業や科学技術の進展による生活水準の向上に伴い、ものの豊かさとともに、心の豊かさを求める気運が高まっています。坂戸市では、芸術文化に触れる機会を数多く提供し、郷土芸能や文化財を市民共有の財産として、守り受け継ぐ活動を支援してきました。

市内には大宮住吉神楽や勝呂廃寺をはじめ、多くの文化財が所在しています。それらの文化財は、地域の歴史や伝統を正しく理解する上で市民共有の貴重な財産であり、永く後世に引き継がなければなりません。しかし、市民意識の変化や住宅開発等により、先人が残した伝統や文化・遺跡等の滅失も危惧されることから、埋蔵文化財の調査や天然記念物の保護、地域の重要な文化財の指定の実施、郷土芸能の保存・継承活動の支援を続けていきます。

近年、地域資源の活用についても見直しが図られている中で、市内に多数存在する遺跡や各種文化財を利用したにぎわいを創出するため、郷土に根付いた祭りの活性化や、健康施策・公民館事業との連携による文化財の活用等にも力を注いでいきます。また、遺物を活用した学習支援、埋蔵文化財出土品展の開催など、地域の歴史と文化を身近に感じてもらえる事業を展開していきます。

郷土の歴史と文化・伝統への理解を深めることを目的とした歴史民俗資料館は、老朽化が進んでいることから、その対策に努めます。

3 青少年の健全な育成【青少年の健全な育成】

近年、非行の低年齢化や凶悪化への懸念が高まり、インターネットやスマートフォンの普及によるトラブル、有害情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、新たな対応が求められています。

また、家庭の教育力の低下により基本的な生活習慣が欠如した青少年の増加や地域との関わり合いの希薄化も指摘されています。

このため、青少年育成坂戸市民会議、中学校区地区会議等の青少年関連機関と連携を図り、パトロールや見守りなどの青少年健全育成活動を展開し、青少

年の安全確保及び非行防止に取り組んでいきます。また、青少年活動を充実させるための施策として研修会を開催するほか、健全で豊かな家庭づくりを推進するための啓発活動を行っていきます。

今後も、市民及び関係団体と連携して、青少年が健やかに育つ社会と家庭環境づくりに取り組むほか、青少年が自主性、協調性などを培うための活動の場の提供に努めます。

4 スポーツ・レクリエーション活動の推進【スポーツ・レクリエーション】

今日の市民生活は、科学技術の発展や情報化社会の進展により、生活の利便性や物質的な豊かさがもたらされた反面、体を動かす機会が少なくなり、体力が低下傾向にあるといわれています。

また、少子高齢化や家庭の形の変化により、人間関係が希薄化するとともに、精神的なストレスを抱える人が増えています。

近年、スポーツ・レクリエーションは競技志向から運動不足・ストレスの解消、健康維持・増進まで多岐にわたり重要な役割を果たしていますが、余暇時間の拡大に伴う、多様なニーズも潜在化しています。

こうしたことから、より多くの市民がスポーツ・レクリエーションを生涯にわたって継続的に行うことができる環境を整備するとともに、市民の自発的なスポーツ・レクリエーション活動を支援する施策を適正に実践するため、坂戸市スポーツ推進計画中間年次改訂版に基づき、各種スポーツ施策を展開するとともに、更なる市民の健康維持・増進に努めてまいります。

また、現在の坂戸市スポーツ推進計画の計画期間が令和5年度で終了となることから、令和6年度に始期を迎える第2次坂戸市スポーツ推進計画を令和5年度に策定します。

重点施策の体系

	基本方針	施策の方針	施 策
基本 本 理 念	【学校教育】 子どもの学びと成長 の支援	教育内容の充実	(1) 学力向上の推進
			(2) 体力向上の推進
			(3) 生徒指導・教育相談の充実
			(4) 食育の推進・学校給食の充実
			(5) 人権教育の推進
			(6) ボランティア・福祉教育の推進
			(7) 学校保健・安全の充実
			(8) 環境教育の推進
			(9) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実
			(10) 教育支援の充実
			(11) 幼児教育の充実
			(12) 教育センター事業の充実
			(13) 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
		教育環境の整備	(1) 学校の規模及び配置の適正化
			(2) 小中一貫教育の推進
			(3) 学校施設・設備の充実
			(4) 学校の ICT 環境の整備・充実
		教育の機会均等の 確保	(1) 就学等の奨励・援助の推進
			(2) 上級学校への入学支援の推進
	【社会教育、文化 の振興・文化財の 保護】 社会教育の機会の 確保及び文化の振 興と文化財の保護	生涯学習社会の 構築	(1) 生涯学習施策の計画的推進
(2) 生涯学習の推進			
社会教育の充実		(1) 社会教育施設の整備・充実	
		(2) 地域課題等への学習機会の拡充	
		(3) 学校教育との連携強化・充実	
		(4) 人権教育の推進	
		(5) 家庭教育への支援・充実	
公民館等の充実		(1) 公民館等事業の充実	
		(2) クラブ・サークルの支援・育成	
		(3) 学習情報の提供	
図書館の充実		(1) 図書館事業の充実	
		(2) 図書等の整備	
		(3) 子どもの読書活動の推進	
		(4) 情報化社会への対応	

基 本 理 念	基本方針	施策の方針	施 策
		文化財の保護	(1) 文化財の調査・活用の推進
			(2) 文化財保護意識の普及
			(3) 文化財保存・継承の促進
			(4) 歴史民俗資料館の充実
	【青少年の健全な育成】 青少年の健全な育成	健全育成活動の充実	(1) 推進体制の整備・充実
			(2) 地域環境づくりの推進
		健全な家庭づくりの推進	(1) 健全な家庭づくりの啓発
			青少年活動の充実
		(2) 青少年のまちづくりへの参加促進	
【スポーツ・レクリエーション】 スポーツ・レクリエーション活動の推進		スポーツ・レクリエーション活動の充実・支援	(1) スポーツ教室・大会等の充実
	(2) 団体・選手の支援		
	(3) 総合型地域スポーツクラブの設立・支援		
	(4) 指導者の育成・活用		
	(5) 障害者スポーツの推進		
	(6) 子どものスポーツの推進		
	(7) 情報提供体制の向上		
	施設の整備・充実・活用	(1) スポーツ施設の整備・充実	
		(2) 河川敷・都市公園の活用	
		(3) 学校体育施設の活用	
		(4) 公民館等公共施設の活用	